

おくとろ公園のイベント使用の手引き

■ 使用できる内容

- ・おくとろ公園は、地域行事や各種イベント、スポーツ大会、交流イベント等に使用できる公共施設です。

■ おくとろ公園の施設

- ・下尾井グラウンド
- ・ステージ広場

■ 使用申請について

- ・イベントで使用する場合は、事前におくとろ公園使用許可申請書（様式第1号）（以下「使用許可申請書」という。）を提出し、村の許可を受けてください。許可された場合は、おくとろ公園使用許可書（様式第2号）（以下「使用許可書」という。）を交付します。
- ・イベントの規模や内容によっては、事前協議をお願いする場合があります。

■ 使用時間について

- ・使用時間には、会場準備（設営）から撤収および原状回復までを含みます。
- ・イベント当日だけでなく、前日準備や翌日の撤収作業も使用期間として扱います。

■ 使用料

- ・下尾井グラウンド：6,500円／1日
- ・ステージ広場：7,500円／1日
- ・使用内容や使用時間にかかわらず、定額料金での使用となります。
- ・会場準備または撤収のみを目的とする使用は、それぞれ上記使用料の2分の1とします。
- ・使用料は、上記の使用許可書を交付後、使用開始前までに納付してください。
- ・納付された使用料は原則として返還しません。ただし、使用日の前日までに使用を取り消した場合、または悪天候、災害その他やむを得ない理由により使用できなかった場合で、村が認めたときは、全額を返還します。

■ 使用料の減免について

- ・自治会・地域団体による行事、学校行事や教育活動、公益的なイベントについては、使用料の全部または一部を減免することがあります。
- ・減免の可否については、申請内容を確認のうえ、村が判断します。減免を希望する場合は、おくとろ公園使用料減免申請書（様式第3号）を使用許可申請書と併せて提出してください。

■ 主催者の責任について

- ・イベントの実施にあたっては、主催者（申請者）が全体の責任を負うものとします。参加者、関係者および第三者との間に生じた事故、トラブル、損害等について、村は一切の責任を負いません。

■ 事故防止対策について

- ・主催者は、事故防止および安全確保のために、必要な措置を講じてください。必要に応じて、警備員の配置、立入禁止区域の設定、参加者への注意喚起等を行ってください。

■ 交通整理・駐車場使用について

- ・来場者が多数見込まれるイベントを実施する場合は、主催者の責任において、会場周辺の交通整理および車両誘導を行ってください。
- ・ステージ広場に隣接する駐車場は、道の駅の利用者専用とするため、イベント来場者が使用することのないよう誘導員の配置等、必要な対策を講じてください。
- ・下尾井グラウンドを臨時駐車場として使用する場合は、事前に村と協議のうえ、駐車区画の設定や誘導方法等の安全対策を適切に実施してください。

■ 関係法令の遵守について

- ・イベントの実施にあたっては、関係する法令および条例を遵守してください。
- ・消防署や保健所への届出など、関係機関への必要な手続きは、主催者の責任において適切に行ってください。

■ ゴミの処分について

- ・飲食物の提供等によりゴミの発生が予想される場合は、ゴミ箱を設置し、ゴミ袋を適宜交換するなど、常に清潔な状態を保ってください。
- ・イベント等で発生したゴミは、原則として主催者においてお持ち帰りください。出店者、イベント参加者が放置したゴミについても、主催者が責任をもって処分してください。
- ・やむを得ず村で処分する場合は、事前にご相談ください。

■ 電気・水道の使用について

- ・ステージ広場にはステージ用の電源1カ所と散水栓2カ所があり、イベント使用時に利用できます。
- ・出店者用の電源はありませんので、各自でご用意ください。
- ・イベントのための水道設備はありませんが、散水栓から水道を引くことは可能です。シンクなどの設備を設置する場合は、主催者において給排水工事を行ってください。

■ 使用上の注意

- ・施設および附帯設備は丁寧に使用し、イベント終了後は原状回復を行ってください。
- ・イベント終了後はゴミや残置物の確認を行い、放置しないようにしてください。
- ・ステージ広場の芝生を良好に保つため、使用時は芝生保護に十分ご配慮ください。
- ・使用により芝生その他施設を損傷した場合は、主催者の責任において原状回復していただきます。原状回復が困難な場合は、村が行う復旧に要する費用を負担していただきます。
- ・使用後に轍や凹凸が生じた場合は、主催者の責任において整地を行ってください。

- ・雨天や前日の降雨時には地盤がぬかるみやすくなります。芝生やグラウンドを傷める恐れがあるため車両の乗り入れや仮設物の設置については十分ご注意ください。
- ・騒音、振動、臭気等により、周辺住民に迷惑がかからないよう十分配慮し、トラブルが起こった場合は主催者の責任において誠実に対応してください。
- ・当施設の電源の使用により生じた機材や設備の故障・損傷について、原因の如何にかかわらず村は一切責任を負いません。
- ・テントなど仮設物の設置については、事前に村の承認を受けてください。
- ・本施設以外の施設・電気・水道は使用しないでください。
- ・本施設の使用に関し、村の責に帰すべき事由によらない損害について、村は責任を負いません。

■ その他

- ・本案内に記載のない事項については、事前に村へご相談ください。

■ お問い合わせ

北山村役場 企画振興課

電話：0735 - 49 - 2331（平日 8時30分～17時15分）